



無事故無違反3年以上

処分軽減の特典も

6月1日発足

県警本部は、無事故無違反ドライバーを表彰し特典制度」を、六月一日から発足させました。これまでの

運転者の取り締まり重点主義に加え、優良ドライバーを積極的に表彰し、安全運転をさらに広げようという

のがねらいです。



金賞に贈られるベスト・ドライバー章

三ランクの
「金」「銀」「銅」

表彰の種類は、無事故無違反の期間によって、次の

「金」「銀」「銅」の三ランクに分かれています。

金賞（警察本部長表彰）

9年以上無事故無違反の者

銀賞（交通部長表彰）

6年以上九年未満無事故無違反の者

銅賞（交通部長表彰）

3年以上六年未満無事故無違反の者

この表彰該当者は、優良運転者賞揚手帳とステッカーカーが交付されます。

最大の特典は、違反で検挙されると、金賞には警察本部長

と県交通安全協会長連名の

ベストドライバー章が贈ら

れます。

この表彰対象者に与えられる

最大の特典は、違反で検挙

されるとともに、その特典

は、違反で検挙されると

も、違反で検挙されると

明治以降の交通のあゆみ

②

本県の推移とその様相

(山梨県警察史より)

年	項目
明治4年	甲府に人力車登場
明治7年	甲府に馬車登場、甲府・勝沼間の営業開始
明治13年	人力車営業規則制定
明治14年	乗合馬車取締規則制定
明治20年	人力車取締規則制定
明治22年	道路取締規則制定
明治30年	一時間の通行量
明治31年	人力車の会社設立
明治33年	自転車の取締り
明治35年	鐵道馬車会社設立
明治36年	人馬車の料金
大正5年	中央線甲府まで開通
大正6年	本県の自動車事故第一号
大正7年	本県初の自動車営業
大正8年	甲府に自動車登場
大正12年	県下の自転車四百九十九台に達す
大正14年	自動車取締規則制定
昭和3年	本県の免許者数
昭和53年	本県の交通事故死者
大正15年	本県の交通事故死
大正16年	本県の交通事故死
大正17年	本県の交通事故死
大正18年	本県の交通事故死
大正19年	本県の交通事故死
大正20年	本県の交通事故死
大正21年	本県の交通事故死
大正22年	本県の交通事故死
明治30年	一時間の通行量
明治31年	人力車の会社設立
明治33年	自転車の取締り
明治35年	鐵道馬車会社設立
明治36年	人馬車の料金
大正5年	中央線甲府まで開通
大正6年	本県の自動車事故第一号
大正7年	本県初の自動車営業
大正8年	甲府に自動車登場
大正12年	県下の自転車四百九十九台に達す
大正14年	自動車取締規則制定
昭和3年	本県の免許者数
昭和53年	本県の交通事故死者



二輪車のヘルメット

二輪車に乗るときはヘルメットをかぶりますよ。それも単に頭にのせているだけではいけません。しっかりとあごに締めつけ、ころんでも外れないようにしておかないと、頭を保護する効果はありません。

工事作業用はダメ

ある事故で、Aさんは自動二輪車を運転中交差点で出合頭にトラックと衝突、はねとばされて死亡しました。Aさんは、ヘルメットをかぶっていたのですが、残念ながら頭にのせていただけではいけません。

たとえば、ひもであごにしつかりと締めつけてなかったか

安全クイズ

路側帯いろいろ

路側帯とは、白い線で車道と区分された道路の端の帯状の部分のこと。歩行者の安全に非常に役立っています。

一本の白い線で区切られた路側帯は、どこでも見受けられますが、二本の白線で標示された路側帯や、白線と白い破線(とぎれときれの白線)で標示された路側帯ともなる。その意味を誤解している運転者もいるよ

うです。

二本の白線で示されている路側帯は、車の駐車と停

止が禁止されている路側帯

で示されている路側帯は、

悪く簡単にとんでしまった。役には立ちませんでした。

どういう路側帯でしよう

か。つぎの3つの答えの中から正しいものを選んでください。

① 車の駐車と停車が禁止

されています。

② 自転車など軽車両の通

行が禁止されている路側帯

であります。

③ 車の左側に〇・七五メートルの余地をあけて駐車

できる路側帯

であります。

解答は3頁にあります。

。

甲府安協で婦人部設置

甲府安協で賛助会員制を

甲府交通安全協会(小林貞治会長)では、六月十九日定期総会を開催し、四支部全域にわたって七月に入りました。婦人部を設置すること

これが交通安全運動に理解ある法人その他に入会を認め、会員は一口年間五千円とし、一口以上幾口かの賛助会費をいただいて、交通安全活動の活発化を促進しようとするもので、その成果が注目されています。

相談室

(問) 私は、

信号待ちのた

め停止した前

車に衝突し、

修理費二十万

円の損害を負

わせました。

相手は「購入して一ヶ月の

新車であり、ケチのついた

事故車に乗る気がしないか

か。新車で賠償してくれ

と強く要求しています。そ

の代り、この事故車は私に

引き取れというのです。私

は、相手に新車を購入して

返さねばならないでしょう

。

【答】修理可能の場合の賠

償の方法については、その

状態に回復する現状回復

と見るか、それとも破損し

たことによって失われた財

の修理費を負

わせました。

車に衝突し、

修理費二十万

円の損害を負

わせました。

相手は「購入して一ヶ月の

新車であり、ケチのついた

事故車に乗る気がしないか

か。新車で賠償してくれ

と強く要求しています。そ

の代り、この事故車は私に

引き取れというのです。私

は、相手に新車を購入して

返さねばならないでしょう

。

【答】修理可能の場合の賠

償の方法については、その

状態に回復する現状回復

と見るか、それとも破損し

たことによって失われた財

の修理費を負

わせました。

車に衝突し、

修理費二十万

円の損害を負

わせました。

相手は「購入して一ヶ月の

新車であり、ケチのついた

事故車に乗る気がしないか

か。新車で賠償してくれ

と強く要求しています。そ

の代り、この事故車は私に

引き取れというのです。私

は、相手に新車を購入して

返さねばならないでしょう

。

【答】修理可能の場合の賠

償の方法については、その

状態に回復する現状回復

と見るか、それとも破損し

たことによって失われた財

の修理費を負

わせました。

車に衝突し、

修理費二十万

円の損害を負

わせました。

相手は「購入して一ヶ月の

新車であり、ケチのついた

事故車に乗る気がしないか

か。新車で賠償してくれ

と強く要求しています。そ

の代り、この事故車は私に

引き取れというのです。私

は、相手に新車を購入して

返さねばならないでしょう

。

【答】修理可能の場合の賠

償の方法については、その

状態に回復する現状回復

と見るか、それとも破損し

たことによって失われた財

の修理費を負

わせました。

車に衝突し、

修理費二十万

円の損害を負

わせました。

相手は「購入して一ヶ月の

新車であり、ケチのついた

事故車に乗る気がしないか

か。新車で賠償してくれ

と強く要求しています。そ

の代り、この事故車は私に

引き取れというのです。私

は、相手に新車を購入して

返さねばならないでしょう

。

【答】修理可能の場合の賠

償の方法については、その

状態に回復する現状回復